

D 1 - 6  
5 年 保 存 (常)  
(平成35年12月31日まで)  
F N . D 1 - 5 - 0  
鹿 交 企 第 1 8 1 号  
平成30年12月20日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長  
担当 統計分析係 TEL [REDACTED]

#### 管内交通事故図の作成及び活用について（通達）

これまで、交通事故の分析上、必要な管内交通事故図の作成等については、「管内交通事故図の作成及び活用について（通達）」（平成26年4月8日付け鹿交企第89号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、地理情報システム（G I S）（以下「G I S」という。）の導入に伴って旧通達の一部を見直し、下記のとおり運用することとしたので、各警察署及び高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）にあっては、作成及び活用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は平成31年1月1日から施行し、旧通達は平成30年12月31日限り廃止する。

#### 記

#### 第1 趣旨

この通達は、交通事故分析資料を有効に活用し、効果的な交通事故防止対策を立案するために、交通事故分析上必要な管内交通事故図の作成及び活用要領について定めるものとする。

#### 第2 管内交通事故図の作成

##### 1 管内交通事故図の作成範囲

管内交通事故図は、警察署等の管内において発生した交通人身事故（以下「人身事故」という。）について作成するものとする。

##### 2 管内交通事故図の作成要領

###### (1) 形式等

管内交通事故図は、各警察署等の管内で発生した人身事故について、発生地点その他の情報を警察署等備付けの地図等に記入する方法又はG I Sに登録する方法により作成すること。

###### (2) 地図等へ記入する場合の記載事項

管内交通事故図を警察署等備付けの地図等に記入する方法により作成する場合は、人身事故発生の都度、別紙1「交通事故状況記号」を用いて発生場所を図示するとともに、併せて発生日、時間、死者数、重傷者数、軽傷者数及び第1原因（「交通事故統計原票作成の手引き」中の「違反種別」の項目による。）を記載すること。

なお、署情によっては、同一の管内交通事故図に数年分の人身事故を記入することができるものとする。

### (3) 記載要領

ア 警察署等備付けの地図等に記入する場合

別紙2「記載例」を参考として記載すること。

イ G I Sに登録する場合

当該人身事故の情報を交通事故情報管理システムに入力するとともに、G I Sに発生地点及び事故図形を確実に登録すること。

## 第3 管内交通事故図の活用

警察署長及び高速道路交通警察隊長は、作成した管内交通事故図に基づき、人身事故の発生時間、場所、類型及び原因などを分析、検討して、効果的な交通事故防止対策を実施するとともに、道路管理者、自治体等の関係機関に対しては、関係資料の送付や合同の現地調査などを行い、自主的な事故防止対策を積極的に働きかけること。

また、次に掲げる施策に対し、管内交通事故図を積極的に活用すること。

### 1 交通指導取締りの推進

交通指導取締りの時間、場所、取締箇所又は路線、取締重点の選定等、交通指導取締りを計画、実施する際の資料とすること。

### 2 交通規制の実施及び見直し

交通規制の新規又は変更の上申及び効果測定のほか、交通規制の適正・合理化を図るための資料とすること。

### 3 交通安全施設整備の要請

歩道橋、道路照明、防護柵、区画線等交通安全施設の管理にかかる道路管理者に対する要請のほか、それらの施設の効果測定の資料とすること。

### 4 現場診断等

交通事故多発地点における点検、交通安全総点検、二次点検プロセス等の資料とすること。

### 5 広報

交通事故多発地点及びこれに対する事故防止対策等を、地域住民又は関係機関に具体的に広報すること。

## 交通事故状況記号

記号	意味	記号	意味
	自動車(前進)		追突
	自動車(後退)		出会い頭衝突
	自動二輪車 原動機付自転車		側面衝突
	自転車		(右折中側面衝突)
	歩行者		[操路] 縦外不逸能脱
	汽車・電車等		[転轍] 倒落 (衝突後の転倒・転落は含まない)
	死亡事故		雨天
	負傷事故		(r) (雨のため道路湿潤)
	正面衝突		雪
	すれ違い接触		霧
	追い越し接触		路面凍結

記載例

○○署管内交通事故図

